

在日外国人障害者（および高齢者）の無年金者の救済に関する陳情

（ 19 陳情第 70 号 ）

陳情者	受理年月日
	平成19年10月15日

（要旨）

裏面のとおり

杉並区議会

陳情の要旨

杉並区民で、在日外国人障害者（及び高齢者）の無年金者を救済してください。
他自治体でも実施されている「特別給付金支給制度」の早期実施を望みます。

理由

日ごろの障害者への温かいご配慮に、連合会の一同、深く感謝しております。
さて、杉並区民でありながら、法の隙間に取り残された人たちがいます。在日外国人の障害者（および高齢者）の一部の人たちです。具体的に言うと、1982年の年金制度改正（国籍条項撤廃）時に、20歳以上の在日外国人障害者と、1986年の年金制度改正時に60歳を超えていた在日外国人高齢者です。
2004年に「特定障害者特別給付金」が立法化されたとき、この条件の人たちを救うという付帯決議が採択されていますが、いまだに救済措置がされていません。
「自立支援法」ができて、在日外国人障害者もサービスを受けると自己負担が必要になりました。しかし、働くこともできない重度の障害者にとって、そのお金を捻出することができません。人間としての生活の危機なのです。無年金の高齢者も、今は80歳以上で、働くことも厳しい状況のようです。
在日外国人といえども、私たちと同じ、杉並区民です。困っているのを見過ごすわけにはいきません。障害者団体連合会としても、9月の委員会でこの件について、協力していこうと決めました。人道上の観点に立って、ぜひとも、この人たちの救済策を講じていただきたく陳情いたします。